

## 平成23年度 第1回 岐阜県汚染土壌対策検討委員会 議事録

日 時 : 平成24年1月23日(月) 13:28~16:12

場 所 : 岐阜県庁12南1会議室

出席者 : 委員、オブザーバー、事務局(技術検査課)、関係機関(農地整備課、森林整備課、道路建設課、郡上農林事務所、岐阜土木事務所等)

### 司会・議事進行

司会 : 技術検査課

議事進行 : 佐藤委員長

### 議題等

1. あいさつ(事務局)
2. 議題
  - 1) 林道「和良・明宝線」の汚染土壌について
  - 2) 岐阜県建設発生土管理基準の改正について
3. その他
  - ・日当平野トンネルモニタリング報告
  - ・めいほうトンネル現状報告
  - ・大峠トンネル完了報告

### 議題等内容

#### 1. あいさつ(事務局)

- ・技術検査課長より

本委員会は平成20年12月に発足し、これまで2回開催し土壌汚染対策について審議していただいた。本日は、2件の審議、3件の報告が行われる。委員におかれましては、忌憚のないご意見、ご指導をお願いします。

#### 2. 議題

##### 1) 林道「和良・明宝線」の汚染土壌について

###### 森林整備課の説明内容

- ①前回の委員会検討結果及びその対応について
- ②残土の処理と水質モニタリングの調査結果
  - (1)有穂地区における残土の処理状況
    - ・平成23年5月に全ての残土搬出完了。
    - ・搬出後の地山について、基準超過したヒ素の溶出がないことを確認し処理を完了。
  - (2)残土の封じ込め処理について
  - (3)有穂地区周辺の水質分析結果
    - ・平成23年度7月まで調査し、環境基準値以下であることを確認。
  - (4)相谷川周辺の水質分析結果
    - ・トンネル湧水について環境基準を超過するヒ素濃度が継続。トンネル湧水の放流地点より下流では環境基準を超過する状態が継続。吉田川合流後は希釈され環境基準値以下。
- ③トンネル湧水のモニタリングの調査結果と処理について
  - (1)トンネル湧水の現状について
    - ・ヒ素濃度と湧水量は、濃度、流量ともに減少する傾向は認められない。
  - (2)トンネル湧水の処理について
    - ・農業用水の頭首工の下流箇所まで管渠により導水し放流する。
    - ・水質調査を継続して行う。
    - ・立入禁止看板の設置など、リスク軽減対策を行う。

#### ④今後について

##### (1)水質モニタリングについて

- ・相谷川周辺水質モニタリングについては、現行頻度で盛土完了後2年間、県が実施。
- ・盛土竣工後2年経過後は、「和良・明宝線トンネル湧水に係る水質調査計画（案）」に従い、郡上市がモニタリングを実施。

##### (2)今後の建設工事等に伴い発生する環境基準を越える湧水の対応について

- ・一律の基準等を示すことは困難、検討委員会でオブザーバーの意見を参考に検討する。

#### 委員の意見

- ・長期に渡るモニタリングになるので、採水ポイントがずれないように、現地にマーキングするなど対応が必要。
- ・希釈効果を確認するため、河川水量を観測することも重要なので、写真撮影などで記録してはどうか。
- ・ヒ素濃度の減少傾向がみられるため、農業用水を取水しなければ、今後基準内に収まる可能性がある。
- ・岐阜県の判断は、県内の他の建設工事の際の規範となるべきものである。環境基準を上回る有害物質を含む湧水の処理方法について、一律の基準を示すことは困難であろうが、今回の判断もそのような規範となることを重く受け止めるべきである。

#### オブザーバーの意見（環境生活部環境管理課）

- ・この事例は、湧水の汚染はもともと自然的なものとみられること、人の健康被害の発生可能性が小さくなるよう措置されたこと、湧水処理の実現が困難であること、地元の理解が得られていること等を考慮してやむを得ないものとされたものであり、前例となるものではないと考えている。トンネル工事等の施工にあたり第一に、このような事態の未然防止のため、湧水の発生予測や汚染予測などを事前に十分行い、それでも、このような事案にあたった際には、事案ごとにケースバイケースで検討することが必要となる。また、その際には、原因者である事業者には、原因物質による環境負荷を軽減・除去するための措置等が求められる。

#### 審議の結果

##### ①前回の検討内容の確認について

- ・異議無し

##### ②残土の処理と水質モニタリングの調査結果について

- ・異議無し

##### ③トンネル湧水のモニタリングの調査結果と処理について

- ・異議無し

##### ④今後について

- ・異議無し

## 2) 岐阜県建設発生土管理基準の改正について

#### 技術検査課の説明内容

○改正概要：確認調査及び土壌検査は次により行うものとする。

(1) 5,000m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事については、搬出量5,000m<sup>3</sup>ごとに少なくとも1回以上、土壌検査を行うものとする。

(2) 5,000m<sup>3</sup>未満の建設発生土を搬出する工事については、様式-2に定める「汚染要因に関する調査票」により確認調査を行い、汚染された恐れがあると判断された場合は、土壌検査を1回以上行うものとする。

#### 委員の意見

- ・試料の採取方法について、地表から50cmまでという表現が適切かどうか検討して下さい。

## 審議の結果

- ・改正概要について了解

### 3. 報告

#### 1) 日当平野トンネルについて

##### 岐阜土木事務所の説明内容

- ・土壌汚染対策の経緯、現在の現地状況、水質調査の変更点に対する個別対応結果、水質モニタリング調査の中間報告、及び今後の方針について説明。
- ・屋井地区：全調査において、ヒ素は環境基準値以下。平成22年9月、安全を確認し対策終了。
- ・東板屋地区：全調査において、ヒ素は環境基準値以下。平成23年7月、安全を確認し対策終了。
- ・門脇地区：不適合土の恒久対策先で、吸着層による対策工法を実施。この対策工法は暫定形。水質モニタリングは、1ヶ月に1回の頻度。全調査において、ヒ素、鉄ともに基準値以下。引き続き調査を行う。
- ・吸着層用地下暗渠の地下水は電気伝導度が高い状態が続いているが、再生砕石が原因であると推定。モニタリングマンホールの構造及び取水方法を見直し、できるだけ影響を排除することとした承を得た。
- ・今後の方針として、恒久対策地の門脇バイパス工事予定について説明。現在、吸着層による対策工事は、暫定形で、平成24年度、盛土上部のアスファルト工事を実施し完成形へ移る予定。水質モニタリングは、暫定形が完成形になってから2年間を予定。

#### 2) めいほうトンネルについて

##### 道路建設課の説明内容

- ・平成18、19年度の計2回の「めいほうトンネル残土処理検討委員会」において、汚染土壌に対するモニタリングおよび対策工は承認された。
- ・現時点でトンネル工事は未発注であり、今回委員会で審議する案件は無いことを報告。

#### 3) 大峠トンネルについて

##### 農地整備課の説明内容

- ・平成20年4月から平成22年3月まで2年間のモニタリングの結果、ヒ素濃度はすべて定量限界値未満であった。
- ・平成22年3月23日、各委員に水質モニタリング終了を報告した承を得た。
- ・前回委員会において、「次回開催委員会において対策終了の報告をする」としていたため今回の報告となった。

=====  
作成者：農政部 農地整備課  
林政部 森林整備課  
県土整備部 道路建設課  
県土整備部 技術検査課  
郡上農林事務所  
岐阜土木事務所